6
(a)　一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。
(ii)　当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
(iii)　当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。
(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、すべての事実及び状況に基づいて判断される。
(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つているか否かを決定するに当たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の発行済株式その他の受益に関する持分若しくは議決権の五十パーセント以上に相当する株式その他の受益に関する持分を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、すべての事実及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

7
一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8
この条の規定の適用上、
(a)　「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、日本銀行、スイス国立銀行又は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体がその資本の過半数を直接若しくは間接に所有する者をいう。
(b)　「主たる種類の株式」とは、法人の発行済株式又は議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。
(c)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
(ii)　株式の公認の取引が行われるスイスの有価証券市場
(iii)　ロンドン証券取引所、アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヨハネスブルク証券取引所、リスボン証券取引所、ルクセンブルク証券取引所、マドリード証券取引所、メキシコ証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、パリ証券取引所、ソウル証券取引所、シンガポール証券取引所、ストックホルム証券取引所、シドニー証券取引所、トロント証券取引所、ウィーン証券取引所及びナスダック市場
(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場
(d)　「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)のいずれかの者をいう。
(i)　この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの
(aa)　租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。
(bb)　当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。
(cc)　第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。
(ii)　2(a)から(e)までに掲げる適格者
(e)　「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。

第十六条

条約第二十三条を次のように改める。

第二十三条

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてスイスにおいて租税を課される所得をスイス内から取得する場合には、当該所得について納付されるスイスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
2　1の規定の適用上、日本国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つてスイスにおいて租税を課されるものは、スイス内の源泉から生じたものとみなす。
3　スイスの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得するときは、4又は6の規定が適用される場合を除くほか、スイスは、当該所得について租税を免除する。もつとも、スイスは、当該居住者の残余の所得に対する租税の計算に当たつては、その免除された所得についてその免除が行われないとしたならば適用されたであろう税率を適用することができる。当該免除は、当該居住者が第十三条2に規定する収益を取得する場合には、当該収益に対して同条2の規定に従つて日本国において課される租税の額が証明されたときに限り、適用する。